

国連の活動に関する事務総長報告書

国連総会
公式記録
第 67 会期
補遺 No.1

国連総会
公式記録
第 67 会期
補遺 No.1

国連の活動に関する事務総長報告書

国際連合・ニューヨーク、2012

注

国際連合文書の記号は、数字が組み合わされた文字で構成されている。そのような記号への言及は、国際連合文書への参照を意味している。

内容

章

I.	序	5
II.	国連の活動	7
	A. 持続的経済成長と持続可能な開発の促進	7
	1. ミレニアム開発目標達成に関する進展の加速	7
	2. リオ+20における新しいコースの作図	8
	3. 気候変動に関する行動の必要性の増加	9
	4. 全ての者のための持続可能なエネルギー	10
	5. 地球規模の職の危機	10
	B. 国際的平和および安全の維持	11
	1. 紛争予防、和平プロセス、民主的移行および選挙	11
	2. 平和維持活動	13
	3. 平和構築活動	14
	4. 子どもと武力紛争	15
	C. アフリカの開発	15
	D. 人権の促進	15
	E. 人道支援の取組の効果的な調整	17
	F. 正義と国際法の促進	18
	G. 軍縮	19
	H. 薬物統制、犯罪予防およびあらゆる形態と表現における国際テロとの戦い	20
	I. 国連の強化	20
III.	結論	23

添付資料

ミレニアム開発目標、目標および指針、2012：統計資料	略
-----------------------------	---

第 I 章

序

1. 70 年前の元日、国際連合創設に向けての第一歩が始まった。命、自由、独立および信仰の自由、人権並びに正義を守るという公約を宣言しつつ、あらゆる大陸、目的および原則に対する共通の計画の周りに結合した政府から。これらの原則は、国際連合憲章に納められまた活動の三つの柱、すなわち、平和と安全、開発および人権、を支えている。
2. 連合宣言の調印以降、世界は劇的に変化してきた。国際社会は、新しい一揃いの地球規模の脅威に直面している。これら脅威は、気候変動の悪影響、住民内に生じている不公平、資源不足、感染性疾患の急速な拡大とテロリズムを含んでいる。国際連合が、これらの非常に困難な任務に取り組むために必要な、合法性、能力の範囲、深い専門知識および地球規模で力を召集することを有していると加盟国が信じていることを、国連加盟国は、完全に明確にしている。
3. 国連の活動の柱は、一点に集まっている。平和と安全の場における出来事は、開発および人権における進展について持続的影響を有しているし、また逆もそうである。過去 1 年からの例は、この点を鮮やかに例示している。水およびエネルギー利用権並びに土地利用は、南スーダンとスーダンとの間の始まった紛争の中心でありまたアフリカおよび中東全体の不安定を増加させている。ソマリアにおける統治機能の停止は、飢饉の重大さと範囲にある程度の責任を有するのみならず、人道援助を提供する国際社会の能力に対する厳しい結果でもある。日本における原子力事故およびタイにおける圧倒的な洪水は、地球規模の供給チェーンを切断した世界中の経済回復の速度を遅らせた。ナイジェリアにおいては、全ての者に平和、繁栄および正義をもたらすというその任務にもかかわらず、危険な狂信者が国際連合を攻撃した。
4. 私たちの共通の現実の世界に付け加えられた目立った点は、国内および国際的行動のための時間的範囲が変わったということである。世界はより早く動いている、そして私たちはより早く反応しなければならない。このことは、平和と安全および、実際問題として、人権の場、開発の場において真実である。開発の期間を浸食した食料、燃料および金融危機の速度は増し、そしてきっかけとなった暴動と政治的不穏がこの事実私たちに目を開かせた。
5. 1942 年の宣言を基礎とする設立原則に対する連合国の約束が衰えていないのに、それを提供する私たちの成功は、意味ある議題を履行する私たちの能力にかかっている。
6. 国連の二年計画に定められているような、国連が行っている日々の活動において、優先権が、1998 年以降、加盟国により特定された八つの活動分野に与えられている。加えて、私の最後の任期の経験は、国連が、加盟国からの 9,000 以上もの任務を効果的に履行するために、その活動の全体の範囲を通じた取組をより良く調整することを確保するために、より大きな努力が必要とされる、と私が結論することを導いた。この目的のために、私の第二期目の初めに、私は、国連、より広範な国連システム、そして加盟国による共同行動が、より良い任務の提供を促進できる機

会の分野を特定する5か年行動アジェンダを策定した。これらの機会の分野は、(1)持続可能な開発、(2)予防、(3)私たちの中心的活動の刷新と構築によるより安全で安心な世界の構築、(4)移行過程にある国の支援、(5)女性と若者との活動と女性と若者のための活動

7. 私の議題は、これら五つの特定された分野のいずれか一つにおいて、進展がなされることになる場合に必要である二つの可能にする要因を、特定もしている。すなわち、(a)国際連合活動の範囲を横断した協力関係の全権を利用すること、および(b)革新と変革管理を通して承認された資源の制限内でより多く行いつつ、任務のより効果的な提供を含む、国連の強化である。

8. まだ、早い時期であるが、行動アジェンダに関するある明白な進展がすでになされている。すなわち、幾つかの主要なミレニアム開発目標を達成することについての予定よりも前の進展、私のあらゆる活動のための持続可能なエネルギー計画に続く大量の動員、災害および紛争予防に関する予防活動、紛争若しくは危機から脱しつつある国における文民能力を強化するために提案された措置に見られるような国連の中心的事業における刷新、そして国連を強化するために立案された幾つかの変革管理活動の実施、においてである。

9. グリーンに進んでいる国際連合の約束を反映して、私は、国連の活動に関する事務総長報告書に紙を使わないことを決め、そして報告書を国際連合オンラインに載せるための手続に付した。紙製のものは、それを要請する加盟国に対して、入手可能とされる。

第Ⅱ章

国連の活動

A. 持続的経済成長と持続可能な開発の促進

10. 持続可能な開発のための基礎を築くことは、国際社会として私たちが今日直面している最大の課題である。私たちは、やらなければならないことを知っている。すなわち、私たちは極端な貧困を根絶し、私たちの惑星を守りそして包括的な経済成長のきっかけを作らなければならない。

1. ミレニアム開発目標達成に関する進展の加速

11. 私たちの決意の最初の具体的な試練は、3年後である。すなわちミレニアム開発目標を達成することである。国際社会は、多くの分野において重要な進展を生じさせた。すなわち、世界的に貧困を削減すること、全ての子どもたちのための初等教育へのアクセスを向上させること、子どもと母親の死亡率を減らすこと、HIV 治療に対するアクセスを増加することそしてスラム人口を減らすことにおいてである。私たちは、幾つかの世界的な目標の予定よりも前の達成を祝うことすらできる。すなわち、世界の人口の 89 パーセントが改善された水資源に今やアクセスすることができた極端な貧困で生活している人々の割合は、世界的に半分まで削減されてきた。スラムで生活している 2 億人以上の人々のための条件は、—2020 年目標の 2 倍で—良くなってきた、そして、女子の初等学校の入学率は、男子のそれと等しくなった。国の政府による公約と改良された政策の活発な採択は、私たちが見てきた改善の中心となってきた。

12. しかしながら進展は、常に同じではない。多くの住民の中に不公平が生じている—とりわけ南アジアとサハラ以南アフリカである。食料の不安と栄養失調が、広くゆきわたっている。健康と教育に対するアクセスが広がっている一方で、多くの地域におけるサービスの質は不十分なままである。ミレニアム開発目標の水目標は達成されたかもしれないが、衛生目標に向けた進展は出来が悪くそして、ある地区では、水の質はより悪くなった。昨年、政府開発援助は何年もの間で初めて減りそして貿易保護措置は、一般的に増加している。

13. 手短かに言えば、2015 年へのこの最後のダッシュにおいて、私たちは勢い若しくは焦点を見失ってはならない。この目的のために、国連は、あらゆるミレニアム開発目標を支援するその活動を加速した気候的、経済的および社会的衝撃に対するその回復力を強めるためのその取組を一層強めてきている。取組は、エブリーウーマン・エブリーチャイルド、2015 年までに子どもの新しい HIV 感染の削減およびその母を生かし続けることに向けた地球規模の計画、摂取栄養拡大運動、国の食料安全保障の文脈における土地保有、漁業並びに森林の責任ある統治に関する自発的指導原則、およびミレニアム開発目標加速枠組のような国の能力開発のための支援のような、地球規模の活動並びに国の統計の収集と分析を改善することのような主要な分野におけるものを含む。

14. 災害危機の削減は、持続可能な開発を行うことにとって重要である。2011年12月22日の総会決議66/199による採択の後、国連は2015年に、2005-2015行動のための兵庫枠組に取って代わる新しい災害危機削減枠組を形作る過程を始めた。すなわち、災害に対する国家および共同体の回復力の構築である。国際連合は、認識を高めるため、議会、地方政府官吏および他の協力者のネットワークを起動した。
15. 他の国連の活動の最近の重要な要素は、ミレニアム開発目標に先立って出された約束について提供されたものを監視することができる説明責任制度を策定してきている。これは、ミレニアム開発目標の達成を支援する約束を果たすための進展を監視するのを助けるための統合履行枠組を策定すること、資源を採知した結果を管理する女性と子どもの健康のための情報および説明責任に関する委員会を加盟国と共に設立すること並びに非感染性疾患の予防と管理のための地球規模の監視枠組と自発的な目標を策定することを含む。
16. 国際連合は、あらゆるミレニアム開発目標中の進展を達成するのを助けるため女性の能力と地位の向上に関する取組に焦点を更に絞っている。2010年に、加盟国は、ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上に関する国際連合システムの説明責任を主導し、調整しまた促進するためUN-ウィメンを設立した。過去一年間、UN-ウィメンは、中東および北アフリカ地域に重きを置いて投票者、候補者および政治的官職の保有者のような女性の政治参加を促進することおよび女性と少女に対する暴力を終わらせるための事務総長のUNiTEキャンペーンを継続することを通じたものを含む、ジェンダー平等のあらゆる面にその活動の焦点を絞ってきた。

2. リオ+20における新しいコースの作図

17. これら全ての努力は、持続可能な開発に関する国際連合会議（リオ+20）で新しい刺激を受けた。そこでは、加盟国が持続可能な開発の道を探求するその約束を確認した。このことは、国連とその加盟国が先に進む、特に2015年以後の国際連合開発議題のための準備に関する、道筋に影響を与えることになる。
18. 同会議は、数多くの重要な里程標を成し遂げた。「私たちの望む未来」と題されたその成果文書において、加盟国は、一般的に適用される持続可能な開発目標を定義することに合意したその精緻化のための過程を開始した。リオで合意されたように、この作業は、事務総長により設立された2015年以後の開発アジェンダに関する著名人のハイ・レベルパネルを含む2015年以後の開発アジェンダを審議する過程と密接に調整されまたミレニアム開発目標に基づいて構築されることになる。
19. リオにおいて、国自身の特有な状況に対するグリーン経済政策を適合させる諸国を助けるための技術的支援を伴った包括的なグリーン基金のための政策を追求することも、加盟国は決定した。加えて、同会議は、国内総生産指標を補完するための幅広い発展措置を策定する計画と持続可能な消費および生産パターンに関する10年枠組計画を始動した。

20. 世界の指導者達は、持続可能な開発委員会に取って代わる、一般的な政府間ハイ・レベル政治フォーラムを設立すること、および国際連合環境計画を強化することに合意した。彼らは、持続可能な開発に融資するための戦略的選択肢を審議するため、総会の後援の下で政府間プロセスを始める言質を与えた。彼らは、開発、移転および清潔で環境的であると思われる技術の普及を促進する制度のために、総会に選択肢を提案することを事務総長に求めた。
21. これらの決定以降同会議は、多くの自発的な約束を生み出した市民社会、民間部門および一連の主要グループと国際機構と共に持続可能な開発を巡る地球規模の協力関係の形成のきっかけを作った。例えば、リオ+20 は主要な国際連合会議の支援を得て今までに開かれた最大の事業集會に刺激を与えた。100 か国以上から 1,000 名以上の経営者が、リオ+20 法人持続可能性フォーラムに参集した持続可能なエネルギー、機構、水、食料および女性の地位と能力の向上を含む、優先問題に対して彼らの支援を与えた。

3. 気候変動に関する行動の必要性の増加

22. 気候変動が、特にダーバン会議以降、主要な新聞の見出しから後退してきたようであるが、気候危機は続いている。炭素排出量が歴史上最高でありまた上昇していると世界気象機関は報告している。国際エネルギー機関は、政策の方向の大胆な変更がないと、世界は、不安定で、非効率でまた高炭素エネルギーシステムにそれ自身を閉じ込めてしまうこととなると、私たちに警告した。気候における変化は、人々に重要な影響をすでに与えてきている。極端な気象事象が、頻度および強烈さにおいて増加している。2011 年、ブラジルはその歴史上最も酷い洪水を経験し、またタイにおける洪水は、今までで、同国にとって最も費用のかかる自然の大災害をもたらした。世界的には、約 1 億 600 万人が洪水に襲われ、他方では 6,000 万人が旱魃の影響を受けた。
23. 2011 年ダーバンにおいて、国際連合気候変動枠組条約の第 17 回締約国会議は、三つの重要な成果を成し遂げた。まず第一に、それは京都議定書の継続を達成した。第二に、ダーバンは 2020 年までに 89 か国の緩和計画をまとめた。第三に、公平なやり方で世界の全ての国をカバーする将来の法的枠組を 2015 年までに交渉するという政府の合意を手に入れた。
24. 明らかに、国際社会は、開発途上国の優先される成長を支援する一方で、気候変動を和らげ適応する課題を解決することという困難な仕事にまともに取り組まなければならない。そうするために、歴史的水準を遙かに超えて財政的また技術的資源を、特に、国々のグループのうち最も影響を受けまた脆弱なグループの中にある後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国のために利用しなければならない。政府は、グリーン気候基金を始動した枠組条約の下での技術的メカニズムのための取極を完了している。国連およびその加盟国により主導されたそして / 又は支援された数多くの活動が整っている。民間部門は、緩和活動に関与してきたしまた適応活動にますます関与してきている。
25. 私は、ダーバンで合意されたように、2015 年までに、気候変動の脅威とその影響にふさわしい地球的な合意に拘束されることと資源を確実にするため加盟国と共に活動することを義務づ

けられた。

4. 全ての者のための持続可能なエネルギー

26. 持続可能なエネルギー（手に入れやすく、より清潔で、より効率的で且つ供給可能なエネルギー）は、持続可能な開発に必要不可欠であり、そのことが私が全ての者のための持続可能なエネルギー活動を始動した理由である。私は、この複数の利害関係者が関わる活動のために三つの目標を設定した。同時に進められるこれらの目標は、2030年までに世界をより持続可能なエネルギーの道に載せるのに役立つこととなる。三つの目標は、(a)近代的なエネルギーサービスに対する一般的なアクセスを確保すること、(b)エネルギーの効率化における地球規模の改善率を倍加すること、(c)地球規模のエネルギー全体における再生可能エネルギーの割合を倍加すること、である。

27. 4月に私は、この構想を現場で達成するための方法を詳細に計画した地球規模の行動アジェンダを公表した。このアジェンダは、開発途上国および先進国の双方からの利害関係者が、大胆な公約を利用し、新しい官民協力関係を育成しまた世界のエネルギーシステムを変えるために必要とされる十分な投資に影響力を行使することができるプラットフォームを開くものとして、国際連合に提案している。これは将来の協力関係のモデルである。

28. 活動は、すでに具体的な影響を得つつある。50か国以上の開発途上国がこの活動に従事してきておりまた更に参加し続けている。100億ドル以上が、活動の三つの目標を支援するために誓約されている。幾多の活動と約束がきっかけを作ってきている。10億以上もの人々が、出された公的および私的な約束から利益を得ることとなっている。私は、私たちのあらゆる利害関係者に対し、この重大な取組を支援することを奨励する

5. 地球規模の職の危機

29. 中東および北アフリカにおける激変と結び付いた、最近の経済危機は、国際的な活動の場の第一線に地球規模の職の危機をもたらした。世界の多くの場所において私たちは、とりわけ若者が影響を受けている、失業率の上昇を見ている。国際労働機関によれば、若者は成年者の3倍以上失業しておりまた世界中の7,500万人以上の若者が仕事を探している。私たちは、職の質の縮小も見ている。すなわち、パート・タイム、臨時および非正規雇用は安定した正規雇用の仕事に比べて増加している。国際連合は、経済社会理事会の年次行政問題再検討期間中この問題に対処した。論題別の討論およびハイ・レベル政策対話は、代替的な政策オプションと縮小された政策のスペースに与えられる適切な仕事と建設的な仕事を促進するための対処方法並びに環境を保護するための必要性を強調した。結果として生じた事務的宣言(A/67/3/Rev.1,第IV章Fを見よ)は、全ての者、特に女性と若者のための完全且つ建設的な雇用を、国の開発戦略と国際連合開発アジェンダの中心に置いた。

30. このアジェンダを支援することにおいて国連は、さらに計画を策定した職の創造を刺激する

政策で、加盟国を援助することとする。

B. 国際の平和および安全の維持

31. 最近の紛争は、より複雑なものとなっている。紛争を駆り立てるものが、増してきておりまた非国家主体の参加が増加している。過去1年間における平和および安全の場を通して国際連合が関与したものと達成したことの簡単な概観は、進行中の活動の規模を反映している。私たちの既存の人的、物的および財政的資源は引き延ばされ過ぎているという争いのない結論を強調もしている。国連は、必要な資源および国連加盟国による地球規模の公平な負担の分担なしには、国連加盟国の要求や期待を叶えることができるものではない。

32. 2011年9月以降、国連は、20以上の和平プロセスに従事し、アラブの様々な国々の民主的移行を支援し、加盟国50か国以上における選挙の準備と実施を援助し、また16の平和維持活動、18の政治分野のミッションと国際連合国別現地チームを通して、紛争後の平和構築のために活動してきた。

1. 紛争予防、和平プロセス、民主的移行および選挙

33. 組織を通して国連は、仲介の専門家の待機チーム、仲介名簿や本部職員のアド・ホックな現場展開のような紛争防止に対する緊急対応のための重要なシステムを強化してきた。2011年7月以降、仲介の専門家の待機チームに対する56の要請および名簿に基づく37以上の要請があった。国連は、今や現地へ記録破りの時間で、しばしば72時間以内に、専門的知識、兵站的支援および資源を展開することができる。西アフリカ、中央アジアおよび中部アフリカの三つの地域事務所が、緊張の高まり、暴力や政治的危機の勃発に迅速に対応することにおいて極めて重要な役割を果たしている。

34. アラブ世界における移行を支援することは、過去一年以上最上位の優先事項であった。エジプトとチュニジアにおいて国連は、選挙の準備に技術的援助と専門知識を提供してきた。10月のチュニジアにおける憲政議会選挙および2011年11月から2012年2月と2012年5月・6月のエジプトにおける議会と大統領選挙の各々は、双方の国々の民主化への移行において重要な一歩であった。

35. リビアにおいて、事務総長特使の仲介努力は、人道問題に対処する一方で、危機に対する平和的解決を求めることに国際連合と地域的機構が十分に関与するためのプラットフォームを創設した。時節に先立つ立案のおかげで、国連は、リビアにおける必要性に基づく、柔軟な支援使節団を展開するという安全保障理事会の要請に迅速に対応することができた。選挙アドバイザーは、ほぼ50年で最初の民主的な選挙のための国の準備を支援するために2011年9月にトリポリに配置された。その選挙は、全般的に平穏で透明性のあるやり方で2012年7月に実施された。

36. イエメンにおける政治的危機を解決した状況の更なる悪化を予防するのに役立つために、事

事務総長特別顧問は、全ての側に対話と信頼醸成を促進するために事務総長の周旋を行った。湾岸協力理事会、安全保障理事会およびその他の密接な協力で行われた彼の取組は、2011年11月23日に政治的移行プロセスに関する協定の調印をもたらした。この枠組内で、国際連合は、権力の平和的移行を導く、2月21日の成功した選挙の実施を支援した。現在、国連は、全てを包括する国民対話会議の時宜を得た開催を支援することに、全面的に関与している。

37. シリア・アラブ共和国における危機は、地域全体を巻き込んだ、弱まらない脅威となり続けている。政治的解決をとりまとめるための取組は、暴力を止めることに対する当事者の気が乗らないこと、事実、民間人の犠牲についてほとんどあるいは全く懸念せず、それを拡大する彼らの準備によりまた安全保障理事会内の執拗な軋轢により妨害されてきた。8月2日に私は、シリアに対する国際連合とアラブ連盟の合同特使としてのコフィー・アナン氏の辞任を残念ながら発表した。8月3日、総会は、安全保障理事会が適切な措置を審議することを奨励しつつ、事務総長および全ての関連する機関に対し、政治的解決に到達するための合同特使の取組に対する支援を提供することを求めつつまた事務総長が15日以内に総会に報告することを要請しつつ、シリア・アラブ共和国に関する決議を採択した。段階的に拡大している暴力は、シリア・アラブ共和国における国際連合監視団が、すなわち武力を用いた暴力の停止を監視した合同特使の6項目案の履行を支援するために展開している平和維持活動、その職務権限を十分に履行することを妨げた。安全保障理事会の幾つかの理事国は、使節団の撤退を主張している。それにもかかわらず、国際連合は、民主主義を通して、暴力を終わらせることおよびその国民の合法的な民主的憧れに合致するシリア人主導の解決を追求する責任を引き受けたままである。このことは、当事者が対話することを約束した場合そして国際社会が支援することに強く結びついた場合にのみ成功することができる。
38. イラクにおいては、国際連合が、キルクークの地位を含む国内の境界紛争の解決に特に焦点を絞りつつ、政治的対話と国民和解を促進し続けている。
39. ソマリアにおいては、2011年9月に、主要な利害関係者が移行を終わらせるための行程表に調印し、その後、モガディッシュにおいて国際連合の永続的な現地関与が設置された。国際連合は、政府が憲法の起草、連邦制度改革および同国における包括的且つ広範な基盤の上に立つ政治権力の樹立という、その移行の優先事項を達成することにおいて、政府を支援している。それと同時に、アフリカ連合ソマリア・ミッション（AMISOM）支援国際連合事務所を通して、国際連合は、AMISOMのアフリカ連合平和維持要員へ欠くことのできない後方支援サービスを届けまたAMISOMの管理について、アフリカ連合委員会に技術的および専門的助言を提供している。
40. 加盟国の要請に応じて、マリ（2012年3月）およびギニアビサウ（2012年4月）の軍事クーデター後、同地域における事務総長特別代表は、憲法上の支配の早期回復を促進するため、西アフリカ経済共同体（ECOWAS）により行われた仲介プロセスを支援した。モルディブにおいては、事務総長は、対話とコンセンサスを通して大統領から副大統領への権限移譲を巡る政治的危機を解決するため政府と政党の指導者を奨励するため周旋を効果的に用いた。マダガスカルにおいては、地域的取組に対する私たちの援助が、選挙への道を開く2011年9月の政治的行程表を

もたらずのに役だった。マラウィにおいては、2011年7月の政治的暴力と社会的緊張の後、事務総長は2012年3月に、移行のための行程表に関する当事者間の合意をもたらすこととなった政府と市民社会組織間のマラウィ対話プロセス促進者を任命した。

41. ネパールにおいては、国連はネパール軍への毛沢東主義者戦闘員を統合することの問題の解決および憲法を起草することを奨励することに焦点を絞ってきた。
42. テイン・セイン大統領により主導されたミャンマーにおける改革および民主化、国民和解並びに人権尊重および法の支配に向けた移行を前進させることについてのアウン・サン・スー・チー女子の役割は、奨励されている。その過程は、まだ不十分であるが、同国が民主化への移行に成功し政治的和解を達成するには、多くのピースが正しい場所に埋め込まれることが必要となる。国際連合は、ミャンマーを援助する用意があり、事務総長は、同政府の完全な了解と協力を得たやり方で、周旋を遂行する新しく且つ柔軟な方法を探る用意がある。

2. 平和維持活動

43. 国際連合平和維持活動に対する要求は、過去1年間高かった。ゴラン高原、南部レバノン、キプロス、ジャム・カシミール州および西サハラにおいて、国際連合平和維持活動要員は、より恒久的で政治的な解決を追求する一方で、敵対行為の停止を監視した。国際連合平和維持活動は、コンゴ民主共和国、ハイチおよびリベリアで2011年に国政選挙に対する援助を提供した。コンゴ民主共和国、ハイチ、リベリアおよび南スーダンにおいて国際連合平和維持活動要員は、安定化並びに文民保護の役割を果たした。また彼らは、政治的促進、人権、警察、司法、矯正、治安制度改革、武装解除、動員解除および社会復帰、地雷除去活動並びに民事問題において国家当局に対する能力構築および早期の平和構築援助を提供した。
44. 南スーダンにおいては、新しい平和維持活動、すなわち国際連合南スーダン共和国使節団 (UNMISS)が設立され、そしてジョングレイ州における地域共同体間の暴力と関連する住民の移動を予防しまた抑えるための国家当局の取組を支援した。アビエイの紛争地区においては、もう一つの新しい平和維持活動、すなわち国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) が、スーダンと南スーダンとの間の領土紛争の解決まで、地域共同体間の平和的共存を促進し、武力を用いた更なる暴力を思い止まらせそして文民を保護した。国際連合は、スーダンと南スーダンとの間の共通の境界線に沿った合同国境検証監視メカニズムの始動に向けた取組もまた支援した。UNISFA、UNMISS およびスーダン・南スーダン担当事務総長特使は、離脱後の取極に関する交渉を主導した、アフリカ連合ハイ・レベル履行パネルに対して援助を提供した。
45. 安全保障理事会の要請で行われた見直しの後に、事務局は、2012年から2014年のアフガニスタン、コートジボワール、ダルフル、ハイチ、レバノンおよびリベリアにおける活動の規模および/または構成を調整することとした。これらの調整は、現場で持ち上がる課題と国家当局が展開する必要性に対するより良い対応のために容認されるべきである。東ティモールにおいて、国際連合東ティモール統合ミッション、同国政府および国際的な開発協力機関は、現在の選挙サイ

クルが完了した年の年末にミッションを段階的に引き上げる準備をしている。

46. 増加しつつある要求と能力を制限するものに対処するため、国際連合は、アフリカ連合、欧州連合、北大西洋条約機構、集団安全保障条約機構、ECOWAS、東部アフリカ政府間開発機構やその他の機構と平和維持活動について戦略的および活動上の共同を深め且つ強化している。2011年に国際連合は、ブリュッセルに平和と安全保障のための連絡事務所を設置した。

47. 平和および安全保障の場においてその取組を更に援助するために、国連は、2012年末までに、なかんずく歩兵大隊および上級要員のための共通基準の準備並びに地雷除去活動に関する国際連合の次の戦略の推敲および編成済み警察部隊の包括的訓練を完了することとする。国連は、現在の必要性により良く適応する目的で、その戦力生成制度の再検討を始動した。それは、地球規模での現場支援戦略の履行に関して進展があった。それはリビア、南スーダンおよびシリア・アラブ共和国における新しい活動の迅速な配置に反映されたように、有効性と効率性が高まるという約束を既に提供している。国連の平和および治安維持活動のために国連によりチャーターされた航空機の地域的使用のような革新的実践は、2011年6月末までに国連が約6,100万ドルの航空機チャーター関連経費を削減することを可能とした。

3. 平和構築活動

48. 平和構築委員会の継続的関与および平和構築基金により資金提供された計画は、支援を要請した諸国における安定の促進に極めて重大な貢献を行った。

49. ギニアおよびリベリアにおいて平和構築委員会は、その関与を導くためまた極めて重大な優先事項に対して対応するための相互の責務に関する声明を利用した。リベリアの場合に同委員会は、国際連合リベリアミッションにより設定された主要な達成条件を達成することに向けた進展を促進すること、平和構築基金との相乗作用について出資することおよび現場での国際連合システムと密接に協力することに焦点を絞った。同委員会は、ルワンダ政府とアフリカ開発銀行が共催した2011年11月にキガリで開催されたハイ・レベル、ピアツーピア学習イベントを通じた地域機関とのその協力関係もまた拡大した。

50. 2011年中に、平和構築基金は、総額9,940万ドルを割り当てた。紛争の影響を受けた被害者のためにブルンジに、紛争の影響を受けた地域の国家権力を再確立するためにコートジボワールに、司法制度改革を増強するためグアテマラに、治安部門改革を始動させるためにギニアに、2010年6月の種族間暴力の後の国の平和構築努力を支援するためにキルギスタンに、そして治安および司法制度を強化するのに役立つためにリベリアに、かなりの割り当てが行われた。ジェンダー主流化を促進するための努力とジェンダーに敏感な平和構築に対する強化された支援は、平和構築における女性の参加についての国際連合7項目行動計画の支援において、平和構築基金により資金提供された、2011年の500万ドルのジェンダー促進イニシアティブの始動となった。

51. 2012年4月の軍事クーデター後の政治的混乱に逆戻りしたギニアビサウは例外で、2007年以

降基金を利用する資格を有すると公式に宣言されてきた 17 か国は、一般的な戦争に逆戻りしたり、国家がだめになるのを目撃されたものは一つもなかった。加盟国および資金提供者は、11月の基金の年次関係者会合において基金への援助を再び約束した。

4. 子どもと武力紛争

52. 紛争に対処するため国連および国連加盟国が協働しているため、この議題、すなわち子どもと武力紛争、の一つの重大な特質を忘れてはならない。今日まで、子ども兵士を勧誘したとして子どもと武力紛争に関する事務総長年次報告書に掲載された 19 の当事者は、国際連合との行動計画を始めた。このことは、紛争当事者の地位から 4 万人以上の子どもたちを解放することに貢献した。しかしながら、まだ重要な課題が残っている。それは、そのような子どもたちの長期の地域社会を基盤とした社会復帰のために必要な資金が不足していることおよび国際連合との行動計画を始めることを拒否している当事者がいることを含んでいる。私は、全ての加盟国に対し、紛争の影響を受けた諸国において重大な違反から子どもたちを保護するための行動をとることを促す。

C. アフリカの開発

53. アフリカは、過去一年間、国際連合にとって焦点を合わせる主要な地区のままである。アフリカは、堅実な包括的経済成長と極度の貧困で生活している人々の絶対的な数の減少を経験し続ける一方で、不平等は残存している。失業者数は高いままでありまた武力紛争は主要な地域で開発の期待を損なっている。

54. 国連はアフリカの開発議題を進めるため、アフリカ連合およびそのアフリカ開発計画のための新協力関係、並びにミレニアム開発目標アフリカ運営グループと密接に活動している。国連は、持続可能な森林管理のような分野における開発のための資金調達を増やす事業を実施するためまた統治および行政機関における市民の関与を促進し且つ強化するため利害関係政府と提携した。

55. 後発開発途上国および内陸開発途上国を含む、特別の必要性を有する多くの諸国は、アフリカ大陸に位置している。後発開発途上国における人口の半分以上が、貧困線以下で生活している。内陸開発途上国は、国際貿易において疎外され続けまた海へのアクセスが欠けていることおよび主に主要な市場から遠く離れていること、不適切な通過施設、鈍重な税関と国境横断手続き並びに不適切な輸送に関する社会資本の故に包括的な成長に対する重大な制限に直面している。後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国は、気候変動、砂漠化並びに生物多様性の損失に関する困難に更に直面している。過去 1 年間に於いて、国連は、イスタンブール行動計画、アルマティ行動計画、そしてモリシャス戦略を実施するための措置を講じることを含んで、これらの国々の特別の必要性に対処することに向けて活動してきた。

D. 人権の促進

56. 世界中の多くの国々や都市における最近の激変や抵抗は、安定および経済的並びに社会的進展が、人権から分離して達成され得るという誤った考えを露呈してきた。開発は、基本的自由を妨害する政治的抑制に直面して確立することはできない。同様に、人権に対処することは、侵害の周期と平和を脅かし紛争の引き金となる暴力を終わらせることを中心をなしている。
57. 過去1年の間、人権理事会は、人権の緊急事態に積極的に対処した。二つの審査委員会が設置されそしてリビアとシリア・アラブ共和国について理事会に報告した。一方で、新しい国際的な事実調査団が東エルサレムを含むパレスチナ占領地域全体のイスラエル入植地の人権侵害の影響を調査するために設置された。アラブの春の精神は、平和的抵抗、民主主義および法の支配に関する新しい活動で、理事会のテーマ別活動を刺激した。国際連合人権制度を利用した人々に対する報復は、国際連合人権高等弁務官事務所および人権理事会にとって大きな懸念の問題となり続けていた。
58. 国際連合平和活動と人権の間の強い絆は、国際連合平和活動および政治ミッションについての政策で裏付けられることにより更に強化された。その政策は、活動指針を提供した任務の効果的な提供と活動間のより統一的なアプローチに貢献するであろう。2011年7月、国連は人権に相当の注意を払う政策を採択した。それは国際連合ではない安全保障団体を援助する全ての国際連合関係者の活動に人権を主流化するための原則と措置を定めている。
59. 報告期間中に、総会は児童の権利に関する条約の第三選択議定書を採択した強制失踪に関する委員会が第一回会期を開催した。対話が、2000年以降、予算が比例すること無しにその規模が倍になった条約機関制度の成長の影響に関する全ての利害関係者と続けられた。この対話の基盤の上に、6月に高等弁務官は『国際連合人権条約機関制度の強化』という報告書を公刊した。
60. ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪は、人権侵害の範囲の極限にある。保護する責任とジェノサイド予防は、国連の中心的関心事である。私は2012年を、大規模な残虐行為を防止するために、早期の、事前対策となるそして明白な関与の重要性が与えられた、予防年とすることを求めた。
61. 2011年中の中東と北アフリカにおける出来事は、予防と対応のための道具としての保護する責任の社会的適合性を強調してきた。2011年に安全保障理事会は、リビアおよびイエメンに関する決議において、並びに予防外交に関する議長声明において、概念に言及した。人道に対する罪からの住民の保護および保護する責任に関する他の罪や違反の危険は、リビアの場合において憲章第七章の下での措置を安全保障理事会が承認した基礎である。人権理事会は、人権高等弁務官が行ったように、リビアとシリア・アラブ共和国に関するその決議において予防運動を求めるために保護する責任を援用した。
62. 過去1年以上、加盟国、地域的および準地域的機関は、国家並びに地域のジェノサイド早期警戒および予防制度を設立するための措置を講じてきた。2011年に住民に対する脅威を予防しま

た対応するための地域的および準地域的機関による、外交的、人道的並びに他の平和的措置の列挙は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護することにおけるそれら機関の拡大する役割を目立たせた。

E. 人道支援の取組の効果的な調整

63. 世界中で、災害管理は複雑さを増しているように思える。2011年に国連は、過去3年の数の倍近い5,600万人以上の影響を受けた人々のために、人道的救援を調整した。驚くことではないが、これらの災害に関係のある財政上の経費もまた増えている。一つの危機に対する10億ドルの要請はもはや稀ではない。
64. この新しい現実に対処するため国連は、パートナーシップを広げること、調整された人道的活動の効果を強化しまた人道支援がより強固に管理されることを求めている。
65. 国連は、人道政策に関する対話を通して、また緊急対応における活動支援のための新しいパートナーシップを創造することにより、加盟国や地域的機関のより大きな関与を刺激する為に重要な取組を行っている。新しい活動の見込みがある例は、スウェーデンとブラジルが主導する人道的協力関係に関する対話、軍と人道組織との協力のためのパラメーターを明らかにする、カタール、トルコそしてドミニカ共和国が共同で後援しているHOPEFOR活動を含んでいる。イスラム協力機構、アフリカ連合および湾岸協力理事会で調印された了解覚書により正式なものとされた地域的機関との協力は、とりわけソマリアにおける飢饉への対応の際中に、現場でのある程度の結果を達成した。国連は、西側とイスラム援助機関との間の共同作業を改善するためにも活動した。結果として国連は、短期的には西側関係者が禁止されていたソマリアの地区にアクセスすることを可能とし、また長期的にはより包括的な人道主義的なコミュニティへの道を開くことができた。
66. 国際連合システム中からの指導者とのパートナーシップにおいて国連は、課題とハイチやパキスタンに対する人道主義的対応から学んだ教訓に取り組む、トランスフォーマティブ・アジェンダ機関間常任委員会の始動を促進した。このアジェンダは、人道的対応をより早く且つ効果的に行うことに焦点を絞った広範囲にわたる一連の改革を規定している。
67. 国連は、サヘルにおける食糧危機の早期の且つ一貫した対応を策定するために、2011年のアフリカの角における対応の期間中に学んだ教訓を生かすことができた。協力機関と活動しつつ、国連は、回復力の構築、政策提言に関するハイ・レベルの活動を概説すること、資源の動員および国や地域の指導力に対する支援に関する行動計画の策定、を促進した。
68. 私は、中央緊急対応基金が、2011年に、2006年に総会が基金を設立して以来最も高い水準の、4億6,500万ドルを記録したことを喜んで報告する。この成功は、現場における基金の積極的な影響とそのしっかりした管理と説明責任のある記録を、加盟国が認めていることを反映している。

F. 正義と国際法の促進

69. 過去1年間を通して、国連は刑事責任の免除と戦うことと説明責任を強化することに国連の焦点を合わせることを通して、法の支配の尊重に対する条件を育んだ。国連は、150以上の国で介入することで国連の法の支配の専門知識に対する世界的な要求に対応しそして意義深い活動が、法の支配の職務権限をもった平和維持活動として進行中である。例えば、2012年1月現在、コートジボワールにおいては、国際連合の支援を得て37全ての裁判所と33のうちアビジャンの主要な刑務所を含む19の刑務所が、選挙後の危機の後再開された。南スーダンにおいては、国際連合同取組は、司法制度の拡張とジョングレイ州の治安を維持する役務を支援した。2011年に移動裁判所は、国際連合と他の国際的協力機関の援助を得て、コンゴ民主共和国における性的暴力に関する217の判決を下した。ケニアにおいては、国際連合は、新ケニア憲法を実施するための法律を起草することを支援した。
70. 国連は、世界中の20か国以上で、移行期司法プロセスに対して援助を提供した。例えば、2011年に、トーゴの真理、正義および和解委員会に対する援助は、同委員会が400以上のヒアリングを行うのを助けるのに役立った。平和構築基金を通して援助された、シエラレオネにおける賠償計画は、共同体賠償イベントを行いまた32,000名の登録された被害者のうちの20,000名に一部の利益を提供した。
71. 国際連合は、国際犯罪に対する説明責任を促進しまた国際刑事裁判所のローマ規程の更なる批准を唱道し続けもした。ルバンガ事件における同裁判所の最初の判決は、国際犯罪に対する責任を有する者の説明責任を確保することにおいて重要な一步を構成している。
72. 国際連合が設立したまた国際連合が支援した刑事裁判所は、刑事責任の免除と戦うことおよび説明責任の時代をもたらすことに貢献し続けている。旧ユーゴスラビア国際裁判所およびルワンダ国際刑事裁判所は、その裁判を終える途上にある。これに関連して、後者の裁判所からルワンダへの事件の移転は、進展を大いに促進している。
73. シエラレオネ特別裁判所は、リベリアの元大統領、チャールズ・テラーに、戦争犯罪の立案、援助および教唆並びに人道に対する罪で、有罪判決を下した。このニュールンベルグ以来の国際刑事法廷による元国家元首への最初の有罪判決は、国際的な刑事司法にとって歴史的な瞬間である。
74. レバノン特別法廷の職務権限は、2012年2月29日で消滅することになっていた。その活動が完了していなかったため、その職務権限は、起訴された4名に対する手続を実施することを可能にするために3年の追加期間延長された。
75. カンボジア裁判所の特別裁判部は、カイ・グエック・イアブ（別名ダッチ）を人道に対する罪と1949年のジュネーブ諸条約の重大な違反で有罪にして、その最初の事件を完了し、また、上訴で、彼の刑は、懲役35年から終身刑に拡大された。裁判部は、クメール・ルージュ体制の最

も重要な残存している4名のメンバーに対する、裁判部にとっての二回目の事件審理を開始した。

76. 紛争後の文民能力に関する事務総長報告書 (A/66/311-S/2011/527)に加えて、私は、国連が司法、警察および矯正の分野におけるより説明のつくまた予測可能な能力を提供することを可能にするためこれらの分野に対する世界的なフォーカルポイントを組み合わせるもの設立した。

77. 私は、総会の第67会期の開会での、国内的および国際的レベルで法の支配を強化するための新しいまた革新的な制度を設立することとなる法の支配に関する、総会のハイ・レベル会合を希望をもって期待している。

G. 軍縮

78. 国際連合の場の範囲内の軍縮および不拡散協議事項に関する進展の欠如は迷惑をかけている。2011年の国際社会は、新しい核軍縮と不拡散の責務および2010年の核兵器の不拡散に関する条約再検討締約国会議並びにワシントンやソウルの核安全保障サミットのような他のフォーラムで到達した合意を履行するために活動したのだが、これらの勧告を進めることに責任を有する国際連合機関は、引き延ばしに直面し2012年に合意に達することはできなかった。核の分野における進展は、とりわけその相違を乗り越えるためのまた核分裂性物質のカットオフ条約に関する交渉を含む実質的な活動の再開を認める、国際社会にとって優先事項である、作業計画に合意するための軍縮に関する会議が無効であることによって妨げられ続けている。私は、同会議に対し、その活動の緊急性を世界に説明することを促す。

79. 朝鮮民主主義人民共和国およびイラン・イスラム共和国は、両国が核計画および運搬手段についての関連する懸念に係わっているため、安全保障理事会関連決議を完全に遵守すべきである。

80. 武器の世界的な貿易に関する規制が貧弱であることは、重要な課題を示し続けている。一方の不十分に規制された武器貿易と、他方の紛争、武力を用いた暴力および実質的な人権侵害との間に一つのことを原因とする関係はないが、政府所有の武器の誤用と不確実な合法性または本来の供給者により示された責任との間に、若しくは流通している大量の違法な武器や弾薬とあいまいな国の管理との間に、しばしば明かな関係がある。世界中の生活や暮らしを改善するために活動しつつ、国連は、武器の流れの結果に直接直面させられている。すなわち苛酷な弾圧、武力紛争、攻撃的な犯罪若しくは暴力そしてそれらが原因となる広範な人権侵害である。2012年7月2日から27日までの4週間にわたる長期の会合の終わりに、武器貿易条約に関する国際連合会議が、通常兵器の国際的貿易を規制するための共通の基準を設定する条約の本文に合意することに失敗したことは、それ故非常に期待に背いている。同会議の失敗は、多くの国家に対する妨げばかりでなく、武器条約を現実のものにしようとする6年の疲れを知らない活動の後に疑いもなく幻滅を感じさせることとなった市民社会の幅広い部門に対する一撃をも与えている。それは、不十分に規制された武器貿易により煽られた武力紛争や暴力の悪い結果の矢面に立っている世界中の数多くの人々の希望をも打ち破っている。しかしながら、国家が交渉中に到達した共通の根拠に基づいて構築されている条約の採択を求め続けることに合意したことは、勇気づけている。国

際連合は、強固な武器貿易条約の確固たる支援において不変のままである。

81. 核の安全は、2011年の福島第一原子力発電所の事故により国際的な協議事項の中心に残念ながら持ってこられた問題である。国連は、核の安全を広めるための国際的な取組並びに国際的な緊急時の心構えと対応を主導している国際原子力機関を支援している。国際社会は、核の安全に対しより多くの注意を払わねばならない。この目的のために、2012年9月に私は、核テロを予防することに関する法的枠組を強化することを目的としたハイレベルのイベントを開くことにしている。

H. 薬物統制、犯罪予防およびあらゆる形態と表現における国際テロとの戦い

82. 近年、国際社会は、組織犯罪と薬物取引により与えられる平和と安全に対して生じつつある脅威に気づいていた。これらの課題に対処することに向けた一歩として、私は2011年に、包括的且つ効果的な国際連合の対応を策定したこの脅威に対して集団的な行動を動員するため、越境組織犯罪および薬物取引に関するタスク・フォースを創設した。主要な活動の中でタスクフォースを動かすことは、関連する地域において犯罪に敏感な開発プログラムのための基礎を提供する地域的な脅威の評価を策定するものである。国連およびINTERPOLは、準地域における薬物取引と組織犯罪と戦うECOWASを助けることとなる越境犯罪部隊を設立する西アフリカ諸国（コートジボワール、ギニアビサウ、リベリア、シエラレオネ）を援助するため力を合わせてきた。

83. 国連およびその加盟国は、テロの脅威に対する国際連合の対応を強化することにおいて、過去1年間に重要な進歩をとげた。国際連合テロ対策センターが、世界的なテロ対策戦略を実施する加盟国を援助するためのテロ対策履行タスクフォースの取組を支援するために設立された。私が2011年9月に主催した国際的なテロ対策協力に関するシンポジウムは、国家間の国際的な協力を強化する戦略の重要性と安全保障理事会の決議を含む広範な取組と活動を強調した。戦略の3度目の2年毎の再検討は、国家および地域的な戦略履行計画を策定するための、タスクフォースにより今後実行されるテロ対策イニシアティブのための統合援助、すなわちI-ACTを含む能力構築取組を高めるための、国際協力を促進するための、そしてテロ犠牲者に対する援助を強化するための合意を得て、2012年6月に終わった。

84. 国際連合能力構築活動のための調整基盤として役に立つI-ACT活動は、ナイジェリアにおいて増加しているテロ活動の後でナイジェリアの政府機関に対する援助を提供するその取組を倍加してきた。中央アジアにおいては、テロ対策履行タスクフォースは、戦略を実施するための地域的な行動計画を採用するために、同地域の5か国を援助してきた。そしてそのことは、同地域のテロ対策取組を促進させるための包括的枠組を提供している。

I. 国連の強化

85. 私の任期の終わりに当たり私は、承認された資源の制約の中で活動しつつ、全てのその利害関係者に、責任を有する高品質の結果を提供している、そして世界的な課題を扱う加盟国を助ける

ことができる、世界的な、活動的なそして順応性のある事務局を後に残しておきたい。

86. 国連は、国際連合システムの範囲内で既に達成した経験と成功の上に基づいた数多くの重要な活動を始めてきている。中間期において、彼らは、過去 60 年以上にわたり管理と行政に対する独特のアプローチを作り出してきた、いわゆる本部基盤の活動と現場基盤の活動との間の、現在の差を再考する機会を提案している。国際連合システム全体を通して勤務条件を調査させるために過去 10 年以上にわたり総会により取られた行動および共有勤務センターの創設のようなシステムの他の機関により採用された新制度は、強化された監視、より強い標準化およびさらなる効率のための機会を与えている。
87. 世界的な、活動的なそして順応性のある労働力を達成するため、国連はヤングプロフェSSIONナルの勧誘を促進し、契約継続制度を実施しそして新しい才能管理制度を始めた。国連は、機動性とキャリア・デベロップメントに対する包括的且つ構造的アプローチを立案している。そしてそのことを私は、国連を通して実施されることになるアプローチに合意することを目的として第 67 会期の主要部分で審議のため加盟国に提示するつもりである。私たちの職員が最新の知識と技術を備えていることを確保するため、私たちは学習、訓練および研究に対する私たちのアプローチを一層活気づけることが必要である。このことは、私の第二期の優先事項となる。このアプローチで国連は、現在および将来の任務を効果的に遂行できまたキャリア・デベロップメントに対する機会を同時に広げている間に展開しつつある活動の必要性を満たすことができる、世界的な労働力を展開することができるべきである。主要な基本計画は、労働力文化を近代化することに寄与しまた良くなった事務局の建物の中での労働環境を格上げすることとなる。
88. 過去 1 年の間に直面してきた数多くの問題にもかかわらず、Umoja、事業資金計画事業、は構想段階から構築段階へ移動した。Umoja は、私たちの行政に対して、重要な利益、改善点、統制および透明性をもたらしつつ、私たちの事業モデルとプロセスの実質的改善を駆り立てることとなる。国際連合が、説明責任、経営管理および意思決定を高めつつ、将来において事業を実施することとなる方法の基礎である。国際連合は、国際的な公的部門の会計基準の実施に関して、過去 1 年以上、良い進歩を遂げてもきた。その実施は、平和維持活動については 2013 年 7 月にそして他の全ての活動については 2014 年 1 月に始まるので、事業の焦点は、Umoja 事業との調整された変化管理の計画と移行の計画を強調して、政策から実施へと移っていった。
89. 説明責任制度は、あらゆるレベルの職員のアウトリーチ、教育および訓練を通して国連の日々の活動において身に付けられてきている。監視機関の勧告に対する順向対応は、奨励されている。教訓は、企業の危機管理における先導的経験から、引き出されている。これらの取組が説明責任の文化を育成する影響を有しているという一つの早期の兆候は、監視勧告の実施率が注目に値するほど改善してきたことである。国連は、改良された内部司法手続き制度の恩恵を見始めてもいる。職員および経営陣双方が、先ず第一に紛争を非公式に解決することを求めることを奨励されている。紛争が解決されない場合には、紛争は、国際連合紛争裁判所および国際連合上訴裁判所により解決される。上級経営陣は、同裁判所が策定した判例にぴったりと従いそして項～連内の行政的な意思決定を改善するための指針となる手引書を発行した。

90. 国連は、中立的な傾向およびよりグリーンなやり方で文書を作成しまた配布することにより実質的な節約と効率性を達成することに向けて明白に動いている。全ての書類は、今や電子的に処理されそして全加盟国と組織全体に配布されている。リオ+20 会議で紹介されたペーパースマートモデルの実験は、参加者当たり平均 1 枚若しくはそれ以下で、大きな節約の結果をもたらした。私は、この実験に関する報告を提出しそして第 67 会期中に次の段階を提案するつもりである。新しい e-サービスの導入は、国連が完全に義務づけられた目標である、書類を、障害、とりわけ視覚障害を有する人にもより利用可能としてきた。
91. 2011 年に、国連は、国際連合安全保障段階制度を、安全に対する危機が高い地区において、去るのではなく、留まりまた期待にこたえるための方法を見つける私たちの目標に一致した、より測定可能で且つ柔軟性のあるものとして意図された、安全保障危機管理プロセスと置き換えた。同時に、計画側に、影響を測定しそして危険度が高い環境における重要な計画を継続する方法を決定するための開発プロセスが進行中である。任命された職員、安全保障アドバイザーおよび職員並びに国内の安全保障管理チームのメンバーのための改善された訓練と結び付いて、国連は、重要な計画を運用し続けるやり方で、従来の大型なまた長く続く避難が多分標準的であったであろう数か国の安全に対する危機が高い地区に対処している。
92. 関連した発展において、国連は、安全保障に対する脅威を特別に分析する追加の要員を募集し、訓練しそして配置してきた。リアル・タイムで国際連合および実施パートナーに対する安全保障脅威をより正確で完全に理解する高められた能力は、困難な状況の下で国際連合が活動を提供し続けるのにも役立ってきている。
93. 過去 1 年間に於いて、私は、私たちの活動を改善するための更なるアイデアを職員および加盟国に対して差し出した。関連する提供可能なものを開発するのを助けるために、私は、小さな変更管理チームと国連中の変更管理フォーカルポイントのネットワークを創設した。チームが策定した案についての加盟国との討議の後に、総会は、決議 66/257 で、その活動に留意しそして私が総会に、その数多い勧告の実施に関連する提案若しくは措置を提出することも要請した。これに関連して私は、次の 5 年間の間に、この分野における概要と行程表を加盟国に提供する意向である。適切な場合には段階的に実行されるであろう総会に対する具体的な提案がこの後に続くこととなる。
94. 私たちが今日直面している世界的な問題は、完全に複雑すぎて政府だけで解決することはできないというのが私の確信である。世界的な問題は、政府、民間部門、市民社会、学界、そして国際機関や多数国間開発銀行による集団の活動および調整された活動を要求している。来年を通して、私は協力関係の力を利用することを求める包括的な提案を策定することとする。

第Ⅲ章 結論

95. 事務総長報告書は、国連が過去1年間に行った、加盟国により確認された八つの長期にわたる組織的な優先事項について提供されている、進展についての説明を提供してきた。それは、私たちの活動の全体的な範囲を通じた国連の任務に国連が応じるのを助けるものとしての私の5年間の行動アジェンダにおいて、私が確認した横断的な統合的活動の幾つかに関する進展を目立たせてもきている。あらゆる力は、私たちの任務をかなえるために集中されなければならない。私たちが直面している問題に対処するための助けとならなければならない。私は、共に、これらの機会を実現することを期待している。